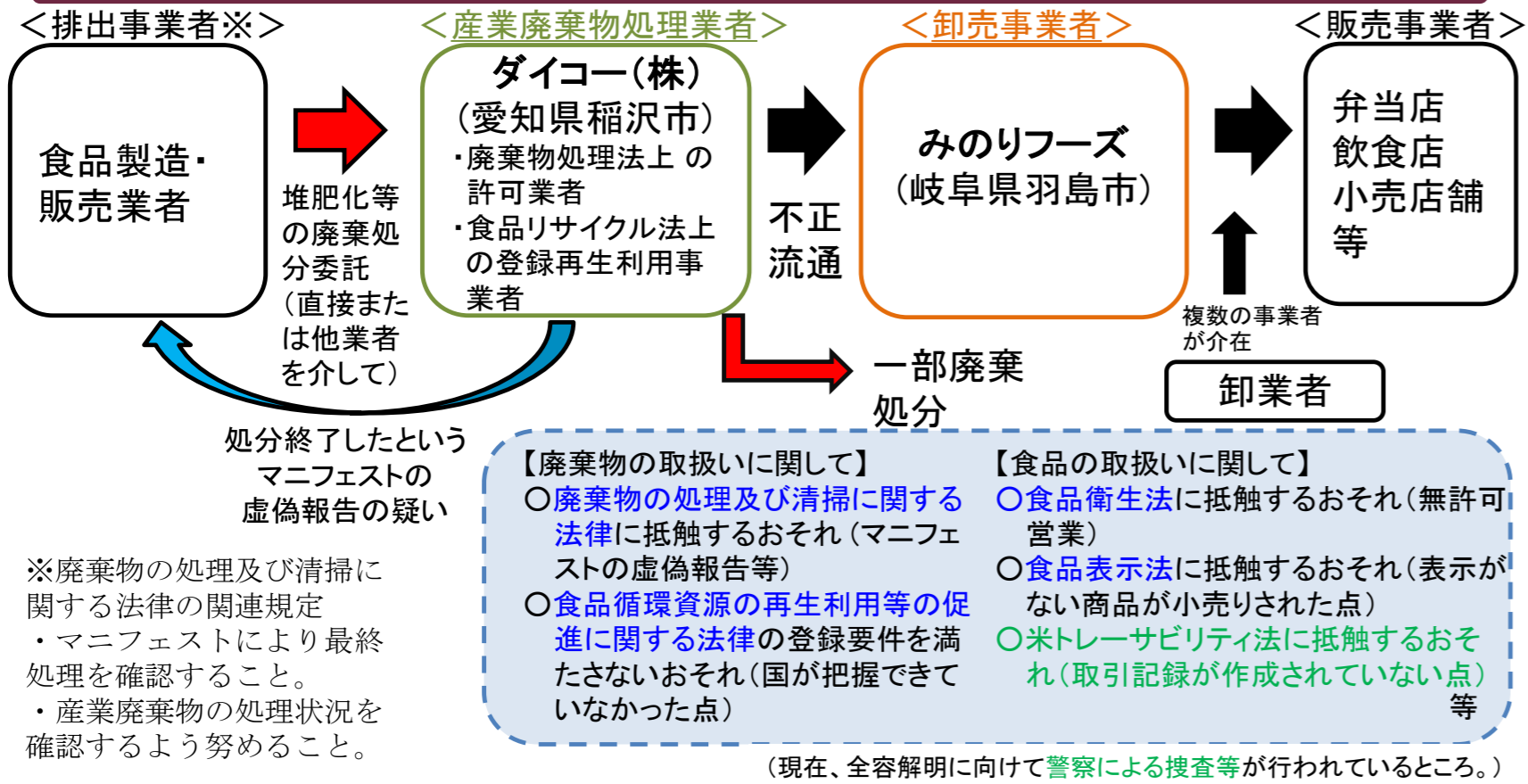


1. 事案の概要

- 食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案。
- 本事案は、廃棄物処理法(マニフェストの虚偽報告等)、食品衛生法(無許可営業)違反の疑いで調査中。

本事案において考えられる主な問題の所在



(参考)我が国においては、食品廃棄物等(年間約2800万トン(うち事業系が1916万トン)、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる「食品ロス」が約642万トン(うち事業系が331万トン))が大量に発生している。このため、業種ごとの発生抑制目標の達成に向けた取組の促進や、フードチェーン全体での食品ロス削減国民運動に官民をあげて取り組んでいるところ。

2. 本事案に対する政府全体の取組

～「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」平成28年2月26日食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ～

現状認識

- 食品廃棄物が最終処理されずに不正転売
⇒食品として販売され、消費者の不安を招いた(健康被害は確認されていない)
⇒消費者の信頼の確保が必要

基本的な考え方

- 再発防止等に向けて、現時点で対応可能な対策を取りまとめ
- 本事案の全容解明に向けた迅速かつ適切な調査
⇒法令違反が確認された事業者には厳正に対処
⇒今後、必要に応じて更なる対応を検討 ※食品ロス削減も必要

廃棄物処理に係る課題

- 廃棄食品が不正転売された疑い
- 全国の処理事業者に立入検査を実施
⇒本事案以外の転売事例はなかった

対策

- ①電子マニフェストの機能強化(環)
- ②廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化(環・農)
- ③排出事業者による転売防止対策の強化(環・農)

食品の取扱いに係る課題

- 関係法令に違反する不適切な食品の取扱いが行われた疑い

対策

- ①食品等事業者の監視指導の徹底(厚)
- ②食品表示の適正化(消)

同種事案発生時の対策

- ①関係機関の緊密な連携
- ②消費者への注意喚起等(消・厚)
- ③健康被害の早期把握(消・厚)

3. 環境省としての本事案への対応～違反事業者に対しては厳正に対応～

- 問題となった事業者に対しては、食品リサイクル法に基づく登録を3月10日付けで取り消した。
- また、廃棄物処理法の権限を有する関係自治体と連携を密にして、同法に基づき厳正に対応。

4. 環境省としての再発防止策～食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化～

- 動植物性残さを取り扱う全国の産業廃棄物処理業者を対象とした都道府県等の立入検査の結果、本事案以外に廃棄食品の転売を行っていた事例の報告はなかった。このため、本事案はごく一部の悪質な事業者によるものと考えられるが、今回の事案を未然に防げなかったことを踏まえ、現時点で対応可能な再発防止策に速やかに着手。
- また、本件については、警察による捜査等が行われているところであり、全容が明らかとなった段階で、現行の関係法令についてどのような問題があるか、その運用も含めて、改めて検証を行い、必要に応じて、今後の対応を検討。併せて、食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両面から、隙間のない対策を講ずることを検討。

【電子マニフェストの機能強化】

- 電子マニフェストの虚偽記載防止のため、記載内容に不自然な点があった場合に、不正を検知できる情報処理システムの導入を検討。
- また、排出事業者において、委託契約に沿った廃棄物の適正処理の実施状況を具体的に把握するため、例えば、廃棄物処理業者が実際行った処分方法を記載事項に追加する等、必要な措置を検討。

【廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化】

- (監視体制の強化)
 - 都道府県に対して、産業廃棄物処理業者への抜き打ちの立入検査など、監視強化の取組について改めて通知。併せて、食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルの策定を検討
 - 地方公共団体と連携しつつ、食品リサイクル法の登録審査及び登録事業者に対する国の指導監督を強化(※)
- (適正処理の強化と人材育成)
 - 不正転売の未然防止に向けた一層の取組強化を廃棄物処理事業業者に求め、環境省としてその取組状況をフォローアップ
 - ・処理状況の積極的な公開
排出事業者による現地確認の積極的受入れとその際に参考となるチェックリストの整備
処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開
 - ・優良事業者の育成・拡大
廃棄物処理法に基づく優良産業廃棄物事業者認定(注)の取得の推進
優良な食品リサイクル業者育成・評価のための自主基準の策定や評価制度の構築
廃棄食品の処理業者に対する研修の実施や民間資格制度の創設
(注)通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産廃処理業者を認定する制度

【排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化】

- 排出事業者責任の徹底のため、排出事業者を対象として廃棄物処理法で規定されている、同責任に基づく必要な措置(処理状況の確認や適正な処理料金による委託等)についてチェックリストを作成し、当該措置の適正な実施について、都道府県に通知し、関係事業者への指導に当たり、その活用を推進。
- 食品関連事業者に対して、食品ロスの削減を要請するとともに、やむを得ず食品を廃棄する場合には、そのまま商品として転売することが困難となるよう適切な措置を講じることを要請(併せて、廃棄食品の処理について適正な料金で委託することも改めて要請)。(※)
- 食品廃棄物をそのまま商品として販売することが困難となるよう適切な措置を講じる等、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の見直しを検討(※判断基準を勘案して指導・助言を実施) (※)
- 食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインの策定(※)